

質問及び回答

No.	対象文書	項目	質問内容	回答内容
1	実施要領	4 企画提案競技参加表明書の提出	複数社の共同提案となる場合の参加表明書の記載方法について伺いたい。1ファイルの中で参加企業の数だけページ数を増やして参加表明書を作成すればよいか。	複数社による共同提案は認めていないため、単独での提案としていただきたい。 なお、委託業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、所定の手続を経た場合に可能である。
2	実施要領	5 企画提案書の提出	提案書は社名記載ありで問題ないか。	社名記載ありでよい。
3	実施要領	5 企画提案書の提出 (1) 提出書類 ア 企画提案書 (ア) 実装サービス検討・選定支援に係る提案	「必要な機能を備えた具体的な実装サービスを提案すること」とある。これは、すでにサービス提供されている内容、または、それをベースに実現可能性の高いサービスを具体的に提示することを指し示すことと理解している。「具体的な実装サービス」の提案には、令和8年度中に稼働が可能なサービスであることも前提として含まれると理解したが、提案前提として認識の相違はないか、確認したい。	前段はお見込みのとおりである。後段は令和8年度中の稼働が見込まれるサービスの提案を妨げるものではないが、稼働が十分に見込まれるサービスであること。
4	実施要領	7 企画提案競技審査	審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）は現地で実施か。それともオンラインでの実施か。現地実施の場合、オンラインで参加者を同席させることができるか。また、参加人数の制限はあるか。	全てオンラインで実施することとし、参加人数に制限を設けない。
5	実施要領	11 スケジュール	審査委員会のプレゼンテーション・ヒアリングの質疑応答対応については、現地参加と合わせてZOOM等のツールを使ったりリモートでの参加を行うことは可能か。	全てオンラインで実施する。

No.	対象文書	項目	質問内容	回答内容
6	仕様書	4 委託業務の内容 (1) 市町村との検討会運営支援 ア 検討会の概要 (ア) 開催時期	「6月頃に開催する第2回検討会において、実装サービスを提示（概算見積を含む）する」とある一方で、仕様書4（1）ア(ア)には「こども・子育て分野については、令和7年5月頃から年度の後半にかけて開催する予定としている。」とあるが、こども・子育て分野においても6月頃に第2回検討会を開催し、実装サービスを提示する必要があるか。	こども・子育て分野の検討会の開催時期については、防災及び除排雪分野よりも遅い時期での開催を予定しているが、具体的な開催時期は未定である。よって、6月頃に第2回検討会を開催する可能性がある前提で提案していただきたい。
7	仕様書	4 委託業務の内容 (1) 市町村との検討会運営支援 ア 検討会の概要 (ウ) 開催方法	「会場参加又はオンライン参加」とあるが、ハイブリッド型の開催で行うという主旨か、あるいは、リアルのみ又はオンラインのみの開催もあり得るという主旨か、どちらか。	検討会の開催方法については、議題の内容に応じて適切な開催方法とする。会場参加のみ、オンラインのみ、会場とオンラインのハイブリッドでの開催のいずれのパターンもあり得る。
8	仕様書	4 委託業務の内容 (2) 実装サービス検討・選定支援 ア 留意点 (ウ) 実装サービスの有用性検証	「別途調達する委託業務により、（中略）実装サービスの有用性検証を実施する予定である。」とあるが、有用性検証の検討業務（企画立案、調整、結果検証等）についても本委託業務の範囲外と解釈してよいか。	本委託業務の範囲外である。
9	仕様書	4 委託業務の内容 (2) 実装サービス検討・選定支援 ア 留意点 (ウ) 実装サービスの有用性検証	実装サービスの有用性検証は、令和7年度中に3分野（防災、除排雪、こども・子育て）全てにおいて行う予定か。	現時点で未定である。
10	仕様書	4 委託業務の内容 (3) 実現可能性等調査 イ データ利用の留意点に関する調査	「セキュリティ等について調査すること」とあるが、青森県で定めているセキュリティガイドラインを事前に提供いただくことは可能か。	青森県情報セキュリティポリシー（青森県情報セキュリティ基本方針及び青森県情報セキュリティ対策基準）を質問書を提出した者に送付する。なお、送付した青森県情報セキュリティポリシーは本企画提案競技のためにのみ利用すること。

No.	対象文書	項目	質問内容	回答内容
11	仕様書	4 委託業務の内容 (3) 実現可能性等調査 エ 概算見積書の作成	令和8年度のサービス実現に向けた予算要求を当項目で作成する見積を基に行うものと理解するが、仮に本業務を受託した場合にも、令和8年度のサービス実現に向けた作業等の調達への参加・作業受託を妨げないものと理解して問題ないか。	令和8年度の調達については現時点で未定だが、本事業を受注したことを理由に参加制限を設ける予定はない。
12	仕様書	6 成果品 (5) 摘要 イ	本委託業務の成果品の著作権は貴県に帰属する旨が規定されているが、本成果品の作成過程において、検討及び選定した実装サービス自体の著作権等知的財産権については、当該実装サービスの開発等を行った事業者権利が留保される理解で相違ないか。 なお、その場合には、貴県が当該知的財産権を使用、改変、公開可能なように、当社にて適切に手続きを行うこととする。	お見込みのとおりである。
13	評価基準	④企画提案力 (2) 実装サービス検討・選定支援	「初期費用及びランニングコスト等が明記されているか」と評価基準がある。 サービスの概算費用は、第二回目の検討会に向けて提示されることとあるため、提案書段階で費用積算することと矛盾が考えられる。 そこで以下を確認させていただきたい。 提案書段階で、サービスの費用提示される場合と、受託後に検討会で概算費用を提示される場合で、評価の優劣がつくのか。	評価項目及び評価基準の④企画提案力(2)実装サービス検討・選定支援における評価基準は、実施要領の5(1)ア(ア)実装サービス検討・選定支援に係る提案に対応するものであり、「適宜、前提条件を置いた上で、当該サービスの機能、効果、実装に向けた課題と対策、初期費用及びランニングコスト等について示すこと。」としている。初期費用及びランニングコストの提案を含めて評価項目としているため、提案書段階で提示されているかは評価の対象となる。
14	その他	-	再委託について特に制限や規定等は定められているか。	委託業務の一部を第三者に委託しようとする場合には、発注者から書面により承諾を得る必要がある。